

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福井労働局

最終更新日：令和3年11月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)土田建設	福井県越前市	R3.3.12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械を用いて作業を行う際、同機械に接触することの防止措置を講じなかったもの	R3.3.12送検
(有)若狭プラントサービス	福井県三方郡美浜町	R3.3.15	労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第578条	自然換気が不十分な坑内において、換気の措置を講じることなく、内燃機関を有する溶接機を使用させたもの	R3.3.15送検
タイヨー電子(株)	福井県鯖江市	R3.3.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第327条	腐食性のある液体を用いた作業を行う際、飛散、漏えい又は溢流による危険の防止措置を講じなかったもの	R3.3.16送検
(株)西行土木	福井県大野市	R3.3.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	トラクター・ショベルを用いて作業を行う際、同機械に接触することの防止措置を講じなかったもの	R3.3.16送検
(株)浜名湖グラウンドゴルフパーク 敦賀きらめき温泉リゾート	福井県敦賀市	R3.6.15	最低賃金法第4条	労働者4名に対し、1か月分の定期賃金合計約2万円を支払わなかったもの	R3.6.15送検
(有)ミナミ工務店	福井県坂井市	R3.7.19	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	地上約7mの屋上で防水シートの張替え作業を請負人に行わせる際に、墜落防止措置を講じなかったもの	R3.7.19送検
(有)タケシマ	福井県坂井市	R3.7.19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	地上約7mの屋上で防水シートの張替え作業を行う際に、墜落防止措置を講じなかったもの	R3.7.19送検
三晃鉄工(株)	福井県坂井市	R3.8.2	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	地上から軒下までの高さが5.82mの屋根上の端で請負人に修繕作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じなかったもの	R3.8.2送検
メタルプレート・ササキ(有)	福井県福井市	R3.8.2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	地上から軒下までの高さが5.82mの屋根上の端で修繕作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じなかったもの	R3.8.2送検
(株)五十嵐造林	福井県敦賀市	R3.11.17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第477条	チェーンソーを使用した立木の伐倒作業を行わせる際に、待避する場所をあらかじめ選定しなかったもの	R3.11.17送検